



# 地域での安心した暮らしを支える —成年後見制度

自分らしい生活を続けるために

病気や障害等により、自分の思いを伝えたり、物事を判断したりすることが難しい場合があります。そのような方の権利が侵害されないよう、契約行為や財産管理の支援をするのが成年後見制度です。近年、認知症の高齢者をはじめ制度の対象となる人が増加していることから、成年後見制度が適切に利用される仕組みづくりが重要となっています。

本市では本年度、成年後見制度の総合相談窓口である仙台市成年後見総合センターが、各関係機関などの連携における要となる役割を担う「中核機関」となりました。相談業務に加え、地域の関係機関や専門職が連携・協力するネットワークを構築するなど、権利擁護に関する支援を必要とする方が適切に支援につながるような体制の整備も行います。

高齢化や単身世帯の増加が進む中、判断能力に不安のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、本人の思いを尊重した支援や地域全体での支え合いが必要です。誰もが意思や権利を守られて自分らしく生活できるよう、今後も取り組みを進めていきます。

## ■どんな制度？

例えばこんなとき

認知症や障害等で判断に不安があり…

- ・医療や福祉サービスの手続き、契約がよく分からない
- ・悪質商法や詐欺被害に遭う危険性がある



## ▶成年後見人がお手伝いします

契約・手続きの代理

不当な契約の取り消し

適切な判断への手伝い

## ■成年後見制度の種類

成年後見制度は大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類があります。

	任意後見制度	法定後見制度
後見人を決める時	本人に十分な判断能力がある時(将来に備えて)	本人の判断能力が不十分になった後
後見人となる人	本人が任意後見人として選んだ人	家庭裁判所によって選任された成年後見人等
後見人が行う支援	あらかじめ契約で決めた財産管理などに関する事務	本人の判断能力に応じた契約手続き等の代理・取り消し

## 知っていますか？— 市民後見人

成年後見人は社会福祉士、弁護士といった専門職や親族の他に、公的機関による専門的な研修を受けた人でもなることができ、これを「市民後見人」と言います。市町村等の支援を受けて後見業務を担い、一人で決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用の支援などを行います。

市民後見人として活動する浮田公志郎さんにお話を伺いました

保険代理店業務をしていた際に、顧客の方から成年後見制度について聞かれ、まずは知識として知ろうと思ったのが興味を持つきっかけでした。それから研修を受講するなどして市民後見人になる準備を進め、令和2年に家庭裁判所から選任を受けて活動をしています。被後見人の方とは、時間をかけて関係を築いていきました。施設入所の契約などを代行していますが、本人の意向を酌みつつ、関係機関やケアマネジャーなどからも話を聞きながら、どうしていくのが一番良いかを考えています。

市民後見人は、同じ地域で生活する市民として、寄り添った支援ができるのが強みです。本人の意思を尊重し、関係者と連携することを大切に活動しています。



## まずはお電話でご相談ください— 仙台市成年後見総合センター

成年後見制度の概要や手続きの説明をするほか、必要性等について、本人の意向を大切にしながら一緒に考え、アドバイスします。お話を伺いながら、必要に応じて、本人の周りの方や関係機関と連携して支援を行います。

**対象** 市内にお住まいの方 **所在地** 福祉プラザ7階（青葉区五橋2-12-2）  
**相談受付時間** 平日9:00～17:00(12/29～1/3を除く) **電話** 223・2118

### 市民のための成年後見基礎講座

●日時—①11月4日(出)②11月11日(出)13:30～15:30 ●会場—福祉プラザ ●内容や申し込み方法等詳しくはお問い合わせください  
問仙台市成年後見総合センター ☎223・2118

この特集に関するお問い合わせは、社会課 ☎214・8158、FAX214・8194